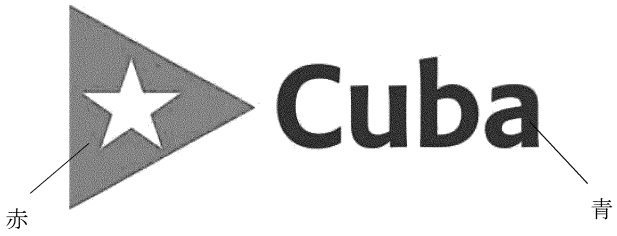
別表第三中キューバの項に次のように加える。

八	
化学品。燃料。ペイント、着色剤及び腐食防止剤。せっけん、香料・薫料及び香水類、化粧品。洗浄用品。肥料及び殺虫剤。獣医科用製品。人工授精用の動物の精液。医薬用及びバイオテクノロジー用の製品。人用及び動物用の栄養補助食品。外科用、内科用、歯科用及び獣医科用の機器。照明用、暖房用、蒸気生産用、調理用、冷却用、乾燥用、換気用及び給水用の装置並びに衛生用の設備。陸上、空中又は水上の移動用の装置。金属及びそれらの製品。鉱物及び炭。建築材料。木材、コルク、葦、籐、柳、ゴム、角、骨、象牙、鯨のひげ、貝殻、こはく、真珠母、海泡石及びこれらの材料の代用品又はプラスチックから成る製品。革及び人工皮革の製品。紙及び厚紙。文房具及び事務用品。宝飾品。計時用具。織物用糸。織物及び織物の代用品。被服、履物・運動用特殊靴及び帽子。スーツケース及びかばん。傘及び日傘。つえ。家庭用リネン製品。じゅうたん及びラグ。皿及び台所用器具。家具。ゲーム用具及びおもちゃ。楽器。パーティー用品。体操用具及び運動用具。食肉及びその派生品。魚及び甲殻類。果実、野菜及び豆類。種子。乾燥果実。ゼリー、ジャム及びコンポート。卵。酪農製品。食用油脂。コーヒー、茶、ココア及びその代用品。塊茎。穀粉及び穀物からなる加工品。パン、ペストリー及びコンフェクショナリー。砂糖及びその派生品。天然はちみつ及びその派生品。調味料、酵母、ベーキングパウダー、食塩、食酢及びソース。ミネラルウォーター及びアルコール分を含まない飲料。アルコール飲料。未加工の農業、水産養殖業、園芸及び林業の生産物。生きている動物。動物給餌用製品。自